

あたら びょうき しごと せいかつ じょうきょう か こま
新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい、困
ている人を助ける仕組みを紹介します。

せいかつ たす
【生活を助ける】

とくべつていがくきゅうふきん
特別定額給付金

- せいかつ かね
生活のためのお金をもらうことができます。もらうことができるお金は
ひとり まんえん
1人10万円です。
- もらうことができる人：4月27日に、じゅうみんきほんだいちょう す ちいき
住民基本台帳<住んでいる地域の
やくしよ さくせい じゅうみん
役所が作成している住民リスト>にのっていた人
(住んでいる場所を住んでいる町の役所に知らせ
ている人)。
- もう こ かた す 住んでいる町の役所から申し込むための紙が家に届きます。そ
れを書いて郵便で送り返します。マイナンバーカードを持って
いればインターネットで申し込むこともできます。
※住んでいる町の役所が申請の受け付けを始めた日から3か
げつご 月後までに申し込んでください。
くわ 詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

コールセンター：0120-260-020 (まいにちごぜん じ ごご じ
毎日午前9時から午後8時まで)

そうむしやう
(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

こそだ せたい りんじとくべつきゅうふきん
子育て世帯への臨時特別給付金

- じどうてあて
「児童手当」をもらっている人は、子ども1人あたり1万円もらうことが
できます。
- もらうことができる人：2020年3月か4月分の「児童手当」をもらってい
る人。
- もう こ かた じどうてあて
申し込み方：もう「児童手当」をもらっている人は、新しく申し込まなく
ていいです。

コールセンター：0120-271-381

(午前9時から午後6時半まで(土、日、祝日を除く))

(内閣府ホームページ)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金(授業料など)に困った学生を助けます。授業料が安くなったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
- もらうことができる人：学校に払うお金に困っている人で、
 - ・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人
 - ・「定住者」の人でずっと日本に住みたいと思っている人

※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組みがあります。

- 申し込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わって収入が少なくなった人は、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料を払うことを遅くしたり、払うお金を安くできます。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わってしまって、収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html

電気・ガス・電話・水道料金，NHK受信料

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようにお願いしています。
- 申し込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html

水道（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

【英語】 <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

個人向け緊急小口資金等

【緊急小口資金】

- 生活費＜生活するためのお金＞がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくの間、少しお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で仕事が休みになり、収入が少なくなった世帯＜同じ家で生活のためのお金を一緒に使っている家族＞。

※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続け

ている人も借りることができます。

- 借りることができるお金は、
 - ・ 子どもの学校などが休みになった人、個人事業主<個人で仕事をしている人>等は、20万円、
 - ・ その他の人は、10万円

までです。

※利子は0（ゼロ）です。保証人<あなたがお金を返せないときに、代わりに返すと約束する人>はいりません。

- 2年以内に返してください。（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）

※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」<収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯>の人は、お金を返さなくてもいいです。

- 申し込み方：詳しいことは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会か、労働金庫か取扱郵便局（5月28日から）に電話してください。
※郵便で申し込むこともできます。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

【総合支援資金】

- 生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯。
※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。
- 借りることができるお金は、
 - ・ 2人以上の世帯は、月20万円まで、
 - ・ 1人の世帯は、月15万円まで

までです。

※^{りし}利子は0（ゼロ）です。^{ほしょうにん}保証人＜^{かね}あなたが^{かえ}お金を返せないときに、^か代わりに^{かえ}返すと^{やくそく}約束する^{ひと}人＞はいりません。

- ^か借りることができる^{きかん}期間は、^{げつ}3か月までです。
- ^{ねんい}10年以内に^{かえ}返してください。（^か借りてから^{かね}お金を返し始めるのは^{ねんご}1年後でいいです。）

※^{かね}お金を返すとき、^{しゅうにゅう}まだ^へ収入が減ったままの「^{じゅうみんぜいひか}住民税非課税世帯」＜^{しゅうにゅう}収入が^{すく}少なく^{じゅうみんぜい}て住民税が0（ゼロ）になる^{せたい}世帯＞の^{ひと}人は、^{かね}お金を返さなくてもいいです。

※はじめに「^{きんきゅうこくちしきん}緊急小口資金」でもっとも^{おお}多い^{まんえん}20万円を^か借りたあと、^{しゅうにゅう}まだ^へ収入が減ったままのとき、さらに「^{そうごうしえんしきん}総合支援資金」で、^{ふたりいじょうせたい}2人以上世帯に^{まんえん}20万円まで、^{げつかん}3か月間^か借りることができます。（^{おお}もっとも^{まんえん}多くて80万円）

- ^{もう}申し込み方：^{かた}詳しいことは、^す住んでいる^{しゅく}市区町村の^{しゃかいふくしきょうぎかい}社会福祉協議会に^{でんわ}電話してください。
※^{ゆうびん}郵便で^{もう}申し込み^こすることもできます。

コールセンター：0120-46-1999（^{まいにちごぜん}毎日午前9時から^{ごご}午後9時まで）

^{こうせいろうどうしやう}（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

じゅうきよかくほきゆうふきんたいしやうはんいかくだい 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- ^{あた}新しい^{びやうき}コロナウイルスの病気で^{こま}困っている^{ひと}人は、^{あいだ}しばらくの間、^{やちん}家賃をもらえます。
- ^{ひと}もらうことができる人：^{ねん}・2年以内に、^{しごと}仕事をやめて、^{しゅうにゅう}収入が減った^{ひと}人。
・^{しごと}仕事をやめて、^{しゅうにゅう}収入が減った^{ひと}人と^{おな}同じ^{ようす}様子^{ひと}の人。
- ^{かね}もらうことができる^かお金は、
（^{とうきやうととくべつ}東京都特別区^{ひと}の人のとき）
^{ひとり}1人の^{えん}世帯：53,700円、^{ふたり}2人の^{えん}世帯：64,000円、^{さんにん}3人の^{えん}世帯：69,800円
です。
- ^{きかん}もらうことができる^{げつかん}期間は、3か月間です。

※仕事を探^{しごと}すことをま^{さが}じめにしている人は、さら^{げつなが}に3か月長^{なが}くすることができます（9か月まで長^{げつ}くすることができます。）。

- 申し込み方^{かた}：住^すんでいる市^し町^ち村^{むら}の自^じ立^{りつ}相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}機^き関^{かん}に相^{そう}談^{だん}して^そうだ^んんしてください。

コールセンター：0120-23-5572（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

公営住宅等の入居者等への対応

【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
 - ・ 公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
 - ・ 新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすること

などをお願いしています。

- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。

- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

（UR都市機構ホームページ）

https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/lrmhph000001ej0n-att/200424_osumainokata.pdf

【会社を助ける】

持続化給付金（ビジネスを続けるためのお金）

- 1年前の同じ月と比べて、稼ぐお金が50%以上減った小さな会社は、ビジネスを続けることができるように、お金をもらうことができます。
 - もらうことができる人：小さな会社・・・最大200万円
1人でビジネスしている人・・・最大100万円
- コールセンター：0120-115-570（午前8時30分から午後7時まで）
（5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））

けいざいさんぎょうしょう
(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

こくぜい ちほうぜい 国税・地方税

- 仕事などで稼ぐお金がとても少なくなってしまったとき、2020年2月1日から2021年1月31日までに払う税金を1年間待ちます。
 - すぐに払わなくてもいい人は、次の3つすべてに当てはまる人です(申し込みが必要です)。
 - ・ 仕事に、新しいコロナウイルスの影響がある
 - ・ 仕事で稼ぐお金が、去年と比べてだいたい20%以上減った(2020年の2月より後のどの期間でもいいので、1か月以上の期間を去年の同じときと比べる※)
- ※例えば、2020年3月1日から3月31日までを、2019年3月1日から3月31日までと比べる。
- ・ すぐに税金を払うのが難しい
- 問い合わせ先
 - ・ 国の税金は、国税局猶予相談センターへ
 - ・ 都道府県の税金は、住んでいる都道府県の窓口へ
 - ・ 市町村の税金は、住んでいる市町村の窓口へ

こくぜい こくぜいちょう
国税 (国税庁ホームページ)

【日本語】 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【英語】 https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm

ちほうぜい そうむしょう
地方税 (総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

ちゅうしょうじぎょうしゃ こていしさんぜいとう
中小事業者などの固定資産税等

- **あたら** **あた** **ら** **びょうき** **えいきょう** **かせ** **かね** **へ** **ちい** **かいしゃ**
新しいコロナウイルスの病気の影響で、稼いだお金が減った小さい会社
じぶん **しごと** **ひと** **しょうきゃくしさん** **しごと** **つか** **みせ** **たてもの**
や自分で仕事をしている人は、償却資産、または仕事に使うお店などの建物の
こていしさんぜい **としけいかくぜい** **へ** **しごと** **かせ** **かね** **へ**
固定資産税と都市計画税を減らします。仕事で稼いだお金がどれくらい減
きんがく
ったかによって、100%または50%の金額になります。
- **へ** **ひと** **ねん** **がつ** **がつ** **あいだ** **れんぞく** **げつ** **かせ** **かね**
減らす人：2020年2月から10月までの間の連続3か月で、稼いだお金が
きょねん **おな** **ころ** **くら** **いじょう** **へ** **ひと**
去年の同じ頃※と比べて30%以上減った人
たと **ねん** **がつ** **がつ** **ねん** **がつ** **かつ** **くら**
※例えば、2020年3月から5月を、2019年3月から5月と比べ
る。

そうだんまどぐち
相談窓口：0570-077-322（午前9時30分から午後5時まで）

ちゅうしょうきぎょうちよう
（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

かいしゃ はたら ひと たす
[会社や働く人を助ける]

こようちようせいじよせいきん
雇用調整助成金

- **しごと** **へ** **やと** **ひと** **あいだやす**
仕事が減っても、雇っている人にしばらくの間休んでももらったり、トレー
やと **つづ** **かいしゃ** **やと** **ひと** **はら** **かね**
ニングをしたりして雇い続けたときに、会社が雇っている人に払うお金の
いちぶ **くに** **か** **はら**
一部を、国が代わりに払います。
- **かいしゃ** **こようほけん** **はい** **ひと** **やす**
アルバイトなど、会社の雇用保険に入っていない人を休みなどにしたとき
はら
も払います。
- **ひと** **あたら** **びょうき** **しごと** **へ**
もらうことができる人：新しいコロナウイルスの病気で、仕事が減った
かいしゃ
会社
- **と** **あ** **さき** **とどうふけんろうどうきよく**
問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワークへ

コールセンター：0120-60-3999

まいにちごぜん **じ** **ご** **ご** **じ**
（毎日午前9時から午後9時まで）

こうせいろうどうしやう
（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

技能実習生や、特定技能外国人などが、今の会社で仕事ができなくなったとき

- 在留資格を働くことができる別の資格（「特定活動（就労可）」）と変えて、別の会社で働けるようにします。
- あなたが仕事を探していることを、仕事を紹介する人に教えて、仕事を探してもらいます。
- 受けることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で実習ができなくなった技能実習生や、会社が仕事をやめさせた特定技能外国人など

（法務省ホームページ）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

[入管の特別なルール]

在留期限より長く日本にいたいとき・在留資格を変えたいとき

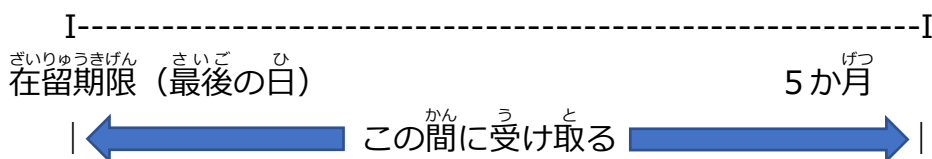
- 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月31日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、入管に行き、書類を出すことができます。
- ※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。
- その人は新しいコロナウイルスが原因で、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限が過ぎる前に、入管に行き、書類を出します。

（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>

入管に書類を出した後

- 「在留カード」に書いてある在留期限から5か月後まで、結果を受け取ることができます。



※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。
あたら じぶん くに かえ
新しいコロナウイルスで、自分の国に帰ることができなくなったときは、
ざいりゅうきげん まえ にゅうかん い しよるい だ
在留期限の前に、入管に行って、書類を出します。

ほうむしやう
(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf#page=2>

にほん くに 日本に来るとき

- ざいりゅうしかくにんていしやうめいしよ
在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) に書いてある日から、6
げつ す まえ さしやう
か月が過ぎる前に、査証 (ビザ visa) をもらって、にほん はい
日本に入ります。

ほうむしやう
(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf>

じぶん くに かえる むずかしい 自分の国に帰ることが難しいとき

- あたら びやうき じぶん くに かえ むずか ひと
新しいコロナウイルスの病気で、自分の国に帰ることが難しい人などは、
そのままだにほん いたり、しごと つづ
そのまま日本にいたり、仕事を続けることができるようにしたりしています。

ほうむしやう
(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>